経済産業省

制定　２０２４０１１０財地第１００１号
令和６年１月２６日
改正　２０２５０１２９財経第２号
令和７年２月１４日

地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（工業用水道整備事業）を次のとおり制定する。

令和７年２月１４日

経済産業大臣　齋藤　健

地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（工業用水道整備事業）

（通則）

第１条　新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく地域産業基盤整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及びその他の法令の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この交付要綱は、制度要綱第６　４に掲げる交付対象事業のうち工業用水道整備事業について定めており、地域産業基盤整備推進交付金の理念に基づき地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第１項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。以下同じ。）が事業主体となって実施する工業用水道布設事業を支援することにより、半導体等の大規模な産業拠点整備等に関連するインフラ整備を促進し、もって地域における産業構造の転換の加速化や雇用機会の創出に寄与することで、地方創生に資することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　経済産業大臣は、地方公共団体が工業用水道を布設する場合（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）第８条第１項の規定により、地方公共団体が選定した民間事業者（以下「ＰＦＩ事業者」という。）が行う同法第７条の特定事業（以下「ＰＦＩ事業」という。）として実施される場合を含む。）に

おいて、その布設が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における工業用水道の布設に要する費用（ＰＦＩ事業にあっては、ＰＦＩ事業によって布設される工業用水道の取得に要する費用（以下「ＰＦＩ費用」という。））であって次の各号に掲げるものの合計額に別表１に定める交付率を乗じた金額を、地方公共団体に対し、交付金（以下「事業費交付金」という。）として交付する。ただし、別表１に定める交付基準に該当するものに限る。

一　取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸、沈砂池、ポンプ等の取水施設の工事に要する費用

二　貯水池、貯水そう等の貯水施設の工事に要する費用

三　導水管きょ、ポンプ等の導水施設の工事に要する費用

四　ちんでん池、凝集池、浄水池等の浄水施設の工事に要する費用

五　送水管きょ、ポンプ等の送水施設の工事に要する費用

六　配水池、配水そう、配水管、ポンプ等の配水施設の工事に要する費用

七　前各号の工事に必要な最小限度の用地の取得又は使用、若しくは補償に要する費用

八　第１号から第６号までの工事及び前号の用地の取得に必要な調査に要する費用

九　特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第２条第２項に規定するダム使用権の取得に要する費用

十　貯水池、導水管きょ等の施設であって、発電、上水道事業その他の事業と共同の用に供されるものに係る持分権の取得に要する費用

２　経済産業大臣は、前項に定める場合のほか、地方公共団体が工業用水道の水源をあらかじめ確保するため、ダム、せき、河口湖、湖沼水位調節施設、導水施設等（以下「ダム等」という。）の使用又は所有に係る必要な権利（以下「必要な権利」という。）を取得する場合において、その取得が特に必要であると認めるときは、予算の範囲内において、当該事業年度における必要な権利の取得に要する費用であって次の各号に掲げるものの合計額に別表１に定める交付率を乗じた金額を、地方公共団体に対し、交付金（以下「水源費交付金」という。）として交付する。ただし、別表１に定める交付基準に該当するものに限る。

一　特定多目的ダム法第２条第２項に規定するダム使用権の取得に要する費用

二　取水施設、貯水施設及び導水施設であって、発電、上水道事業その他の事業と共同の用に供されるものに係る持分権の取得に要する費用

三　独立行政法人水資源機構法（平成１４年法律第１８２号）第２条第２項に規定する水資源開発施設を利用する権利の取得に要する費用

３　交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の費用の区分、工種、費目の内容及び費用の算定基準は、第１項の事業費交付金については別表２、第２項の水源費交付金については別表３に定めるところによるものとする。

４　前項に定める費用以外の費用（建設期間の借入金及び起債の利息その他の費用）は、交付対象とはしないものとする。

（交付期間）

第４条　経済産業大臣が地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、地域産業構造

転換インフラ整備推進タイプ実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づく事業に対して交付が開始される年度から起算して、原則５年以内とする。

（交付金の額）

第５条　事業費交付金の額は、交付対象事業費に別表１に定める交付率を乗じた金額とする。

２　第３条第１項の事業費交付金のうちＰＦＩ費用についての当該交付金の額は、同項の規定にかかわらず、当該交付金の交付を受ける地方公共団体がＰＦＩ事業者に対し当該年度に支出するＰＦＩ費用の額を上限とする。

（交付金の交付額の調整）

第６条　水源費交付金の交付に係るダム等から取水する工業用水道（以下「関連工業用水道」という。）を布設する地方公共団体であって、水源費交付金の交付を受けたものに対する第３条第１項の事業費交付金の総額は、同項の規定にかかわらず当該関連工業用水道の水源を確保するに要した費用を当該関連工業用水道の布設に要する費用に加算した額を同項の合計額としてみなして関連工業用水道の布設期間中に同項の規定により算出される金額の総額から、第３条第２項の規定により交付された金額の総額のうち当該関連工業用水道の水源の確保に係る部分に相当する額を減じた額とする。

２　地方公共団体は、実施計画に記載されている工業用水道整備事業について、交付金が交付される年度の年度末における事業の進捗率が１００％を下回る場合には、交付を受けた交付金の額すべてについて、前条の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。なお、当該年度に交付された交付金の額と年度末における事業の進捗率を踏まえて前条の規定により算出される額との差額については、次年度における前条の規定により算出される額から減じることで調整する。

（交付金の他の事業への充当）

第７条　地方公共団体は、事業費交付金及び水源費交付金の額の１／２未満の範囲で、かつ他の事業（制度要綱第６　４②及び③の事業。以下同じ。）の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業の整備に要する経費として充てることができる。この場合において、他の事業において取得した財産の管理及び運営や交付の決定の取消し等の事務については、充当した金額の範囲内において、他の事業の交付金の交付の決定を行った大臣が行うものに準じて、経済産業大臣が行うものとする。

（申請手続）

第８条　地方公共団体は、事業費交付金の交付の申請をしようとするときは、様式第１による事業費交付金交付申請書に次の各号に掲げる書類（当該申請が既に給水を開始している事業に係るものである場合にあっては、第１号から第８号までに掲げる書類、２事業年度以上にわたって行われる事業であって、既に前事業年度の事業について事業費交付金の交付を受けたものに係るものである場合にあっては、第６号及び第８号に掲げる書類）を添えて、経済産業大臣に提出しなけ

ればならない。

一　工業用水道事業法施行規則（昭和３３年通商産業省令第１１８号。以下「施行規則」という。）様式第２による事業計画を記載した書類

二　施行規則様式第３による工事設計を記載した書類

三　施行規則様式第４による給水区域における工業生産現況書

四　施行規則様式第５による給水区域における工業用水使用現況書

五　施行規則様式第６による工業用水道布設年次計画書

六　施行規則様式第７による建設資金調達年次計画書

七　施行規則様式第８による建設資金償還年次計画書

八　当該年度の歳入歳出予算書の写し

九　水源選定の理由を記載した書類

十　水源の確保に行政庁の許可を要する場合にあっては、その許可書の写し（許可の申請をしている場合は、その申請書の写し）

十一　水源の水量及び水質を記載した書類

十二　布設される工業用水道の所有権がＰＦＩ事業者から事業費交付金の交付を申請しようとする地方公共団体へ当該事業年度において移転するＰＦＩ事業（以下「ＢＴＯ方式」という。）にあっては、それを証する書類

十三　布設される工業用水道の所有権がＰＦＩ事業者から事業費交付金の交付を申請しようとする地方公共団体へＰＦＩ事業終了後において移転するＰＦＩ事業（ＢＯＴ方式）にあっては、それを証する書類及びＰＦＩ事業者が当該所有権を保有する期間において第１９条に規定されている地方公共団体に準じた制限を遵守することを約する書類

十四　ＰＦＩ事業であって、当該ＰＦＩ費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類

十五　前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会で議決されたことを証する書類

十六　交付対象となる施設について、公共施設等運営事業（コンセッション）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式（以下「ウォーターＰＰＰ」という。）を導入することを証する次に掲げるいずれかの書類。

（イ）　ＰＦＩ事業として実施する場合、ＰＦＩ法第５条の規定により公表した実施方針又はＰＦＩ法第１５条第１項及び第２項の規定により公表した実施方針の策定の見通し（未公表の場合にあっては、未公表である理由と共に第２１条の規定による実績報告の提出までに公表することを約するもの。）。

（ロ）　ＰＦＩ事業として実施しない場合、ＰＦＩ法第５条に規定する実施方針に準ずるもの又はＰＦＩ法第１５条第１項及び第２項に規定する実施方針の策定の見通しに準ずるものであって、公表したもの（未公表の場合にあっては、未公表である理由と共に第２１条の規定による実績報告の提出までに公表することを約するもの。）。

２　地方公共団体は、水源費交付金の交付の申請をしようとするときは、様式第２による水源費交付金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前項第２号から第１１号までに掲げる書類（当該申請が２事業年度以上にわたって行われる

事業であって、既に前事業年度の事業について水源費交付金の交付を受けたものに係るものである場合にあっては、前項第２号、第３号及び第６号に掲げる書類）

二　様式第３による関連工業用水道の布設計画、計画給水区域、計画給水量等の事業計画を記載した書類

３　前２項の申請書の提出期限は、会計年度ごとに経済産業大臣が地方公共団体に通知するものとする。

４　地方公共団体は、第１項及び第２項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一部を改正する法律（平成６年法律第１０９号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成６年法律第１１１号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第９条　地方公共団体は、前条第１項若しくは前条第２項の規定に基づく交付の申請、第１２条第１項の規定に基づく申請の取下げ、第１３条第１項若しくは同条第２項の規定に基づく計画変更等の申請、第１５条の規定に基づく布設事業が完了しない場合等の報告、第１９条の規定に基づく財産の処分の承認申請、第２０条第１項の規定に基づく状況報告、第２１条第１項若しくは第２項の規定に基づく実績報告、同条第４項に基づく書類の提出、同条第５項の規定に基づく支出の報告、同条第６項の規定に基づく支出計画の変更の報告、第２３条第２項の規定に基づく支払請求、第２５条第２項の規定に基づく水源費交付金の返還に係る書類提出又は第２６条第１項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第２６条の３第１項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第１０条　経済産業大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第１項の規定に基づく通知、第１３条第１項若しくは同条第２項の規定に基づく承認、第１５条の規定に基づく指示、第１９条の規定に基づく承認、第２０条第１項の規定に基づく要求、同条第２項の規定に基づく命令、同条第３項の規定に基づく命令、第２２条第１項の規定に基づく通知、同条第２項の規定に基づく返還命令、同条第３項の規定に基づく納付命令（第２４条第４項、第２５条第４項及び第２６条第３項の規定において準用する場合を含む。）、第２４条第１項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第２項の規定に基づく返還命令、第２５条第３項の規定に基づく返還命令、又は第２６条第２項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（決定の通知）

第１１条　経済産業大臣は、第８条第１項又は同条第２項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、同条第１項の交付金にあっ

ては様式第４、同条第２項の交付金にあっては様式第５による交付決定通知書を交付金の交付を申請した地方公共団体に送付する。

２　第８条第１項又は第２項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、６０日とする。

３　経済産業大臣は、第８条第４項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げの期日等）

第１２条　前条第１項の通知を受けた地方公共団体は、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して１５日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

２　前条第１項の通知を受けた地方公共団体は、前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第６による交付申請取下書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第１３条　事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。この場合において承認申請に必要な提出書類は別表５に定めるところによるものとする。ただし、第６条第２項の調整を行うことを予定している場合であって、実施計画の事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じない場合を除く。

一　事業費交付金の交付を受ける事業年度の工業用水道布設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合

二　給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合

三　事業費交付金の交付に係る工業用水道布設事業を中止し、又は廃止しようとする場合

四　事業費交付金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合

五　事業費交付金の交付に係る工業用水道事業についてＰＦＩ法第２条第７項に定める公共施設等運営権を民間事業者に設定する場合

六　様式第１による事業費交付金交付申請書３　交付要綱第６条第２項に規定する差額が予定額である場合であって、当該差額に変更が生じた場合

２　水源費交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。この場合において承認申請に必要な提出書類は別表５に定めるところによるものとする。ただし、第６条第２項の調整を行うことを予定している場合であって、実施計画の事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じない場合を除く。

一　水源費交付金の交付を受ける事業年度のダム等建設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合

二　水源費交付金の交付に係るダム等建設事業を中止し、又は廃止しようとする場合
三　関連工業用水道の計画給水区域又は計画給水量を変更しようとする場合
四　関連工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合
五　関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする場合
六　様式第２による水源費交付金交付申請書４　交付要綱第６条第２項に規定する差額が予定額である場合であって、当該差額に変更が生じた場合

３　第１項第４号又は前項第４号の規定により、地方公共団体が工業用水道の料金変更の承認を受けなければならない場合であって、次の各号のいずれにも該当しない場合には、工業用水道事業法（昭和３３年法律第８４号）第１７条第１項に基づく届出の受理をもって承認があったものとみなす。
一　給水区域、給水能力又は水源の変更に伴い料金を変更しようとする場合
二　布設した施設の供用開始に伴い料金を変更しようとする場合
三　特定多目的ダム法第１７条に規定されるダム使用権の設定に伴い料金を変更しようとする場合
四　独立行政法人水資源機構法第２条第２号に規定する水資源開発施設の完成に伴い料金を変更する場合
五　変更後の料金が変更前の料金の１００分の１１０（前回の料金改定時から３年を経過していないものについては１００分の１０５）を超える場合

４　第１項第１号の規定による経費の配分の軽微な変更とは、各費目相互間における流用であって、当該流用に係る費目ごとの変更額が、交付金の交付の決定（第１項第１号の規定による変更の承認を受けた事業にあっては、当該変更の承認。）の内容となったそれぞれの費目の経費に１００分の２０（当該流用に係る費目が附帯雑費である場合にあっては１００分の１０）を乗じて得た額（当該流用に係る費目が附帯雑費以外の費目である場合であって、当該費目の変更前の経費に１００分の２０を乗じて得た金額が１，０００万円に満たないときは１，０００万円）以内であるものとする。

５　第１項第１号の規定による事業の内容の軽微な変更とは、交付金の交付の決定（第１項第１号の規定による変更の承認を受けた事業にあっては、当該変更の承認。）の内容となった交付対象事業費の増減並びに工法、構造の重要な部分に関するものの変更及び施工箇所の著しい変更を伴わない変更であって、次の各号に定めるものとする。
一　取水管きょ、集水埋きょ、導水管きょ、送水管きょ及び配水管等についてはそれぞれの施工延長の１００分の２０以内の変更
二　取水門、取水塔、取水わく、取水ぜき、防潮ぜき、井戸、沈砂池、貯水そう、ちんでん池、凝集池、浄水池、配水池、配水そう、その他の土木構築物、管理棟、ポンプ室、倉庫、車庫、管理公舎、その他の建築物、ポンプ浄水機器その他の電気機械施設等についてはそれぞれの施工量（施工量による計量が困難なものにあっては同一単価で積算した金額）の１００分の２０以内の変更
三　用地取得又は使用についてはその面積の、補償についてはその金額のそれぞれ１００分の２０以内の変更
四　調査費については、地形測量、地質調査、土質調査、水質調査、水文調査、設計委託その他

の調査を行った場合は、それぞれの施工量（施工量による計量が困難なものにあっては同一単価で積算した金額）の１００分の３０以内の変更

６　第２項第１号の規定による軽微な変更とは、交付金の交付の決定（第２項第１号の規定による変更の承認を受けた事業については、当該変更の承認）の内容となったダム等の取得に要する費用の額の変更を伴わない変更とする。

７　地方公共団体は、前３項の規定を適用して軽微な変更を行う場合には、適用した条項を明らかにしておくとともに、適用事由を明確にする調書を作成しておくものとする。

（契約の方法）

第１４条　事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業費交付金の交付の対象である第３条第１項第１号から第６号までに規定する工事の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければならない。競争入札によらなかった場合は、第２１条に定める事業実績報告書においてその理由を明らかにしなければならない。

２　地方公共団体は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、交付事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

３　地方公共団体は、第１項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、交付事業の運営上、当該事業者でなければ交付事業の遂行が困難又は不適当である場合は、経済産業大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

４　経済産業大臣は、地方公共団体が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、地方公共団体は経済産業大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

５　前４項までの規定は、交付事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、地方公共団体は、必要な措置を講じるものとする。

（布設事業が完了しない場合等の報告）

第１５条　交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに経済産業大臣に報告してその指示を受けなければならない。

一　交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

二　交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業に災害を受けた場合

三　交付対象となった施設について、初年度の交付申請日から４年後又は建設完了の日のいずれかの遅い期日までにウォーターＰＰＰの導入に関する契約に至らなかった場合

四　工業用水道の建設に要する費用が１００億円未満になることが確定した場合

（布設事業の経理）

第１６条　事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、工業用水道布設事業の経理を明らかにしておかなければならない。

２　水源費交付金の交付を受けた地方公共団体は、関連工業用水道の布設事業が終了するまでダム等建設事業の経理を明らかにしておかなければならない。

（地方公共団体の予算書及び決算書）

第１７条　交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及び工業用水道布設事業又はダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

（財産の管理及び運営）

第１８条　事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業費交付金の交付の対象である第３条第１項第１号から第６号までに規定する工事によって取得した財産については、工業用水道布設事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第１９条　交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、経済産業大臣が別に定める処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

一　土地及び建物

二　取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池

三　貯水施設については、貯水池及び貯水そう

四　導水施設については、導水管きょ

五　浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池

六　送水施設については、送水管きょ

七　配水施設については、配水池、配水そう及び配水管

八　第２号から第７号までのポンプ設備

九　特定多目的ダム法第１５条第１項の規定により設定されたダム使用権

十　その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円を超える財産

（状況報告書及び事業の遂行等の命令）

第２０条　交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付を受けた事業の進行状況について経済産業大臣の要求があったときは速やかに様式第７による工業用水道布設事業進行状況報告

書又は様式第８によるダム等負担金支払状況報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　経済産業大臣は、適正化法第１３条第１項の規定に基づき、地方公共団体が交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

３　経済産業大臣は、適正化法第１３条第２項の規定に基づき、地方公共団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第２１条　交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業が完了したとき（当該事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該事業の完了の日（当該事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して１月を経過した日又は当該事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い期日までに、様式第９による工業用水道布設事業実績報告書又は様式第１０によるダム等負担金支払実績報告書に様式第１１による工業用水道布設事業収支計算書又は様式第１２によるダム等負担金収支計算書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要があり、かつ、予算の施行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

２　交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合には、当該会計年度に交付金の交付に係る工業用水道布設事業が完了したときを除き、その翌年度の４月３０日までに、様式第９による工業用水道布設事業実績報告書又は様式第１０によるダム等負担金支払実績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　交付金の交付を受けた地方公共団体は、前２項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

４　ＰＦＩ事業に係る事業費交付金の交付を受けた地方公共団体は、第１項及び第２項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を第１項及び第２項で指定する期日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

一　ＢＴＯ方式にあっては、ＰＦＩ事業によって布設される工業用水道の所有権がＰＦＩ事業者から事業費交付金の交付を受けた地方公共団体へ移転したことを証する書類

二　当該ＰＦＩ費用を割賦の方法により当該事業年度の翌年度以降の年度において支出するときは、当該支出を行う年度ごとの支出計画を記載した書類

三　前号の支出計画に基づく翌年度以降の年度における支出に係る債務の負担について、議会で議決されたことを証する書類

５　前項の地方公共団体は、同項第２号の支出計画に基づき事業費交付金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において支出を行う場合にあっては、その支出の都度、経済産業大臣に速やかに報告しなければならない。

６　第４項の地方公共団体は、同項第２号の支出計画を事業費交付金の交付を受けた事業年度の翌年度以降の年度において変更しようとするときは、あらかじめ経済産業大臣に報告しなければならない。

７　第７条第１項第１６号の規定により、実績報告の提出までに公表することを約するものの提出が必要な場合は、当該公表したものを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（確定の通知）

第２２条　経済産業大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類（他の事業の整備に要する経費として充てる場合には、当該他の事業の確定の通知に関する書類その他関連する書類を含む。）の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第１３条第１項又は同条２項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたとき並びに第７条に規定する他の事業の整備に要する経費として充てることが同条の規定に適合すると認めたときは、交付すべき交付金（他の事業の整備に要する経費として充てるものを含む。以下同じ。）の額を確定し、地方公共団体に通知する。

２　経済産業大臣は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

３　前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の支払）

第２３条　交付金は前条第１項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２　地方公共団体は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第１３による精算（概算）払請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（取消し及び返還）

第２４条　経済産業大臣は、交付金の交付を受けた地方公共団体が次の各号の一に該当するときは、第１１条第１項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　交付金をその交付の対象となっている費用以外の費用に使用したとき

二　第１３条から第１９条まで並びに第２１条第５項及び第６項の規定に違反したとき

三　交付金の交付に際し特に付した条件に違反したとき

四　事業を中止し、若しくは事業を完成する見込みがないとき、又は事業の施行方法が著しく不適当と認められるとき

五　交付金の交付を受けた地方公共団体が交付対象となる施設について、第２２条第１項の交付金の額を確定したもののうち、初年度の交付申請日から４年後又は建設完了の日のいずれかの遅い期日までにウォーターＰＰＰの導入に関する契約に至らなかったとき

六　工業用水道の建設に要する費用が１００億円未満になることが確定したとき

２　経済産業大臣は、前項の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。なお、前項第５号及び第６号の取消の場合においては、別表１に定める交付率のうち、加算するとされている

１００分の１０に相当する交付金の額を取り消すものとする。
３　経済産業大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
４　第２２条第３項の規定は、第２項の返還の規定について準用する。

（水源費交付金の返還）
第２５条　水源費交付金の交付を受けた地方公共団体であって、関連工業用水道の布設に際し、その事業規模が別表１の交付基準を満たさなくなったものは、前条に定めるもののほか、経済産業大臣の指示するところにより、交付された水源費交付金の全部又は一部を返還しなければならない。
２　前項の地方公共団体は、関連工業用水道施設の設置の工事の開始の日の６０日前までに、第８条第１項第１号から第８号まで及び第１０号から第１２号までに掲げる書類を経済産業大臣に提出しなければならない。
３　経済産業大臣は、第１項に規定する水源費交付金の全部又は一部の返還を決定したときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
４　第２２条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）
第２６条　交付金の交付を受けた地方公共団体は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第１４により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。
２　経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
３　第２２条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付要綱に定めのない事項の取扱い）
第２７条　この交付要綱に定めのない事項の取扱いについては、工業用水道事業費補助金交付要綱、工業用水道事業費補助金交付要綱細則（２０１５０３３０地局第１号。以下「要綱細則」という。）及びこれらの規定により定める諸種の工業用水道布設事業関係基準並びに諸種の作成要領の例によるものとする。

（情報管理及び秘密保持）
第２８条　地方公共団体は、交付事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
　なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　地方公共団体は、交付事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。地方公共団体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も地方公共団体による違反行為とみなす。
３　本条の規定は交付事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

附　則

この交付要綱は、令和６年１月２６日から施行する。

附　則

この交付要綱は、令和７年２月１４日から施行する。ただし、改正前に交付した交付金に係る手続については、なお従前の例による。

別表１　　交付基準

交　付　基　準	交　付　率
１．工業用水道を布設する事業であって、次のいずれかに該当するものであること。なお、交付対象事業の規模を確定する際に行う需要予測は別表４に定めるところによるものとする。 (１)市町村事業にあっては、計画給水量が一日につき４,０００立方メートルを超えるもの。 (２)都道府県事業にあっては、計画給水量が一日につき８,０００立方メートルを超えるもの。	１００分の３０以内 但し、以下の要件を全て満たす場合には、交付率を１００分の１０加算する。 （１）建設する工業用水道から工業用水が供給されることとなる生産拠点等の建設やこれと一体的に実施される国内投資プロジェクトへの合計投資規模が１兆円以上（交付申請時点）と予定されているものであることが、客観的に認められるもの。 （２）工業用水道の建設に要する費用が１００億円以上であるもの。 （３）交付対象となる施設について、初年度の交付申請日から４年後又は建設完了の日のいずれかの遅い期日までにウォーターＰＰＰの導入に関する契約を行うもの（すでに契約しているものも含む）であって、交付要綱第８条第１項第１６号に規定するウォーターＰＰＰを導入することを証する書類及びウォーターＰＰＰに該当することを記した書類の提出があるもの。

別表２　　事業費交付金

費　　目	工　　種	費目の内容	費用の算定基準等
取水工事費	1　取水門 2　取水ぜき 3　防潮ぜき 4　取水塔 5　取水わく 6　取水管きょ 7　集水埋きょ 8　井　　戸 9　沈砂池 10　取水ポンプ 11　ポンプ室 12　管理施設 13　その他	1　本工事費及び附帯工事費 　本工事費とは、各工種の施設工事を施工するのに直接要する費用で、工事費から附帯工事費及び本欄の２から４までの費用を除いたものをいい、附帯工事費とは、本工事に附帯して施工することを要する工事に要する費用をいい、それぞれ工事原価と一般管理費に分類する。更に、工事原価は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費に分類する。(直接工事費と共通仮設費の合計を「純工事費」とする。以下同じ。) 　直接工事費とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費とする。 　共通仮設費とは、工事の施工に必要な準備、仮設等に要する費用をいう。 　現場管理費とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって水道、光熱費、運賃、労務管理費、地代家賃、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいう。 　一般管理費とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって諸給与、厚生費、事務用品費、保険料、通信運搬費、租税公課、旅費その他に要する費用をいう。 2　機械器具費 　機械器具費とは、工事を直営で施工する場合に、本工事、附帯工事又は営繕工事を施工するために必要な機械器具の購入、修繕等に要する費用	1　工業用水道事業費補助金交付要綱細則(以下「要綱細則」という。)を標準として積算する。 2　管理施設の設計の基準については別に定める管理施設設計基準を標準として積算するものとする。 3　営繕工事の設置の基準については別に定める営繕工事基準を標準として積算するものとする。

費　　目	工　　種	費目の内容	費用の算定基準等
		をいう。 3　営繕費 　営繕費とは、工事を直営で施工する場合、又は工事現場が遠隔の地である場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等を設置する費用をいう。(工事を請負で施工するものであって請負業者が設置するものについては営繕損料とする。) 4　保険料 　保険料とは、工事を直営で施工する場合における労働者災害補償保険法、健康保険法、雇用保険法等の規定による保険をいう。 5　デジタル技術等の導入費用 　デジタル技術等の導入費用とは、デジタル技術等の導入にあたってのデバイス類、アプリケーション等の導入費用（機器導入費、機器改造費、通信設備費、電気設備費、アプリケーション購入費等）をいう。ただし、機器や設備のリース料、通常業務での使用が中心となるＯＡ機器類の購入費、また、システム等の利用料、保守費用等は除く。	
貯水工事費	1　貯水池 2　貯水そう 3　その他	同　　上	同　　上
導水工事費	1　導水管きょ 2　ポンプ 3　その他	同　　上	同　　上
浄水工事費	1　ちんでん池 2　凝集池 3　浄水池 4　その他	同　　上	同　　上
送水工事費	1　送水管きょ 2　ポンプ 3　その他	同　　上	同　　上
配水工事費	1　配水池 2　配水そう	同　　上	同　　上

費　　目	工　　種	費目の内容	費用の算定基準等
	3　配水管 4　ポンプ 5　その他		
用地費及び補償費	1　用地取得費 2　用地使用費 3　補償費	1　用地取得費、用地使用費とは、工事の施工に必要な用地の取得又は賃借に要する費用とする。 2　補償費とは、工事を施工するため取得若しくは貸借した土地に現存する建物、立木その他の物件の除去、移動等に伴う損失の補償に要する費用又は水利使用、トンネル掘削等に伴う漁業、農業その他の補償に要する費用とする。	1　用地の取得及び用地使用の面積は、別に定める工業用水道用地取得及び用地使用面積算定基準によるものとする。 2　用地の取得又は用地使用費の算定基準は、別に定める工業用水道事業用地取得及び補償基準によるものとする。
調査費	1　地形測量 2　地質調査 3　土質調査 4　水質調査 5　水文調査 6　施設の設計 7　その他の調査	調査費とは、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の設計及びそれに必要な測量、地質調査、土質試験、水質試験及び水文調査並びに工事を実施するために必要な測量、試験等に要する費用とする。（デジタル技術等若しくはＰＰＰ／ＰＦＩ事業の導入における調査及び計画作成等を含む。）	調査に要する費用のうち用地費及び補償費並びに附帯雑費等に計上すべきものは、調査費に含めないものとする。
附帯雑費	事務雑費	附帯雑費とは、工業用水道を施工するに当たって必要な人件費、物件費等の費用であって職員給与、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等をいう。	要綱細則を標準として積算する。

別表３　水源費交付金

費　　目	工　　種	費　目　の　内　容	費　用　の　算　定　基　準　等
取水施設費	取水施設負担金	本工事費、附帯工事費、機械器具費、営繕工事費、保険料、工事雑費等の工事費のほか、用地費及び補償費、調査費及びダム等の施工に要する事務雑費等の費用に係る負担金とする。	負担金の算出については、別に定める共同施設に対する工業用水道の費用の負担の方法及び割合の基準によるものとする。
貯水施設費	貯水施設負担金	同　　上	同　　上
導水施設費	導水施設負担金	同　　上	同　　上
附帯雑費	事務雑費	附帯雑費とは、ダム等の施工に要する費用の負担に当たって必要な事務処理に要する費用であって職員旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本等の費用とする。	取水施設費、貯水施設費及び導水施設費の１００分の１以内の範囲内において要綱細則に定めるところにより算定するものとする。

別表４　需要予測

１．需要予測は、社会経済情勢の変化を考慮するとともに、既に立地企業が明らかな場合はその企業からヒアリング等を行っていること。
２．需要予測に用いる数値は利用可能な最新の数値を使用し、用いた数値等の根拠や算出過程を明確にしていること。
３．過去に実施した需要予測と実績値がかい離している例がある場合は原因分析を行い、その結果を今回の需要予測に活用していること。
４．需要予測の実施方法や用いた数値等に関する情報に係る適切な公開ルールを確立していること。
５．需要予測に関する資料を交付対象事業終了後一定期間保存するための保存ルールを確立していること。

別表５　第１３条の規定による承認申請書

該当事項	承認申請に必要な提出書類
第１項第１号	１．交付要綱様式第１に準じて作成し、かつ、変更前と変更後における経費の配分又は事業の内容が容易に対比できうるよう記載した申請書及びその添付書類（記載内容に変更がない書類については、省略することができるものとする） ２．変更の内容を明らかにした理由書
第１項第２号	施行規則第４条の規定に準じて作成した承認申請書及びその添付書類
第１項第３号	施行規則様式第１２に準じて作成した申請書を提出することとし、当該申請書には交付要綱様式第９及び第１１に準ずる様式により事業の実績を明らかにした書面を添付
第１項第４号	施行規則第１０条の規定に準じて作成した申請書及びその添付書類（申請に当たっては、要綱細則に定めるところによることとする。）
第１項第５号	任意の様式により作成した申請書及び公共施設等運営権を設定することについて議会の議決を経たことを証する書類
第２項第１号	１．交付要綱様式第２に準じて作成し、かつ、変更前と変更後における経費の配分又は事業の内容が容易に対比できうるよう記載した申請書及びその添付書類（記載内容に変更がない書類については、省略することができるものとする） ２．変更の内容を明らかにした理由書
第２項第２号	施行規則様式第１２に準じて作成した申請書を提出することとし、当該申請書には、交付要綱様式第１０及び第１２に準ずる様式により事業の実績を明らかにした書面を添付
第２項第３号	施行規則第４条の規定に準じて作成した承認申請書及びその添付書類
第２項第４号	施行規則第１０条の規定に準じて作成した申請書及びその添付書類（申請に当たっては、要綱細則に定めるところによることとする。）
第２項第５号	任意の様式により作成した申請書及び関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする内容を明らかにした理由書

（様式第１）［第８条］

令和　　年度地域産業基盤整備推進交付金（事業費交付金）交付申請書

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

事業費交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　工業用水道布設事業の内容

1　工業用水道の名称	工業用水道事業		
2　交付対象事業名	事業		
3　公共施設等運営事業（コンセッション）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式の導入の有無			
4　給水区域			
5　計画給水量	立方メートル/日		
6　水源	種別	取水地点	取水量
			立方メートル/日
7　予定料金	円		
8　本年度事業計画			

費目	工種	名称	形状寸法	数量	単位	金額	施行場所	施行期間（四半期別）	直営請負の別

2　工業用水道布設事業の経費の配分等

1　本年度交付を受けようとする交付事業に対する交付金の額		円	
2　本年度交付を受けようとする交付事業の経費の配分			
費　　目	事　業　費 （円）	交付率 （%）	交　付　額 （円）
計			
取　水　工　事　費			
貯　水　工　事　費			
導　水　工　事　費			
浄　水　工　事　費			
送　水　工　事　費			
配　水　工　事　費			
用地費及び補償費			
調　　査　　費			
附　帯　雑　費			

3　交付要綱第６条第２項に規定する差額（予定額／確定額）

（円）

4　本年度交付を受けようとする交付金の額（１－３）

（円）

5　工業用水道の建設に要する費用

（円）

※地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ実施計画に記載している額を記入。

6　建設する工業用水道から工業用水が供給されることとなる生産拠点等の建設やこれと一体的

に実施される国内投資プロジェクトへの合計予定投資額（交付申請時点）
（円）

備考１　本年度事業計画には、交付要綱第１３条第４項及び第５項に規定する軽微な変更の有無を判断するに足る形状寸法、数量及び単位等を記入すること。

２　設計図面を添付すること。（当該事業が２年以上にわたる場合にあっては、全体の事業の計画書を添付すること。）

３　１の３が「有」の場合、任意の様式により作成した公共施設等運営事業（コンセッション）及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式に該当することを明らかにした資料を添付すること。

４　ＰＦＩ事業に係る交付金の交付の申請をしようとする場合にあっては、ＰＦＩ費用及びＰＦＩ費用の算定の根拠となる数量等を（　）を付記し内数として下段に記載すること。

５　３は交付要綱第６条第２項に規定する差額を記載するとともに、予定額又は確定額を選択すること。

なお、予定額とは、前年度の工業用水道布設事業における交付要綱第２２条第１項に規定する確定の通知を受ける前であって、その差額が確定していない場合、確定額とは、前年度の工業用水道布設事業における交付要綱第２２条第１項に規定する確定の通知を受けた後であって、その差額が確定している場合をいう。

６　６の合計予定投資額が記載されている資料として、生産拠点等の建設を行う事業者や国内投資プロジェクトの事業者が自ら作成する書面又は公表する情報（例えば、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（５G促進法）」や「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）」といった国内法に基づく認定計画に包含される投資・資金調達計画（既に認定を受けている計画があれば、当該認定を受けた旨及び認定計画概要のみでも差し支えない。）や当該投資・資金調達計画に準ずる投資・資金調達方法を記載した計画）を添付すること。

また、為替レートを用いる場合には、初回の交付申請時点の支出官レート（財務省告示）を用いること（ただし、５G促進法や経済安全保障推進法といった国内法に基づく認定計画に包含される投資・資金調達計画を既に策定している場合には、当該認定計画の認定時点の支出官レートを用いることでも差し支えない）。

なお、「これと一体的に実施される」とあるのは、以下のいずれかに関係する事業者が自ら作成する書面又は公表する情報によって明確にされているものを指し、これに該当する場合には、当該書面又は当該情報も添付すること。

（１）　地理的及び時期的に近接しているプロジェクト

（２）　連続的に投資が行われるプロジェクト

（３）　（１）及び（２）以外に、関係する事業者から「一体的に実施される」ものとして位置付けられているプロジェクト

７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

８　消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記するこ

と。

交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額

（様式第２）［第８条］

令和　　年度地域産業基盤整備推進交付金（水源費交付金）交付申請書

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

水源費交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　事業の内容

1　ダム等の名称							
2　ダム等の施工主体							
3 関連工業用水道	名称	計画給水区域	計画給水量	取　水河川名	取水予定地点	取水量	予　定料　金
			立方メートル/日			立方メートル/日	円

4　本年度事業計画								
費　目	種　別	細　別	形状寸法	数　量	単　位	金　額	施行場所	施行期間（四半期別）

2　本年度交付を受けようとする交付事業に対する交付金の額　　円

3　経費の配分

費　目	事　業　費(円)	工業用水道に係る負担金の額(円)	交付率（%）	交付金の額(円)
取水施設費				
貯水施設費				
導水施設費				
附帯雑費				
その他				
合　計				

4　交付要綱第６条第２項に規定する差額（予定額／確定額）　　円

5　本年度交付を受けようとする交付金の額（２－４）　　円

備考１　この交付申請書には、ダム等事業費内訳書、ダム等事業費負担内訳書、附帯雑費内訳書、ダム等関連工事計画説明書、及び設計図面を添付すること。

２　４は交付要綱第６条第２項に規定する差額を記載するとともに、予定額又は確定額を選択すること。

なお、予定額とは、前年度の工業用水道布設事業における交付要綱第２２条第１項に規定する確定の通知を受ける前であって、その差額が確定していない場合、確定額とは、前年度の工業用水道布設事業における交付要綱第２２条第１項に規定する確定の通知を受けた後であって、その差額が確定している場合をいう。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

４　消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額

（様式第３）［第８条］

関連工業用水道事業計画書

名　　称				
計画給水区域				
計 画 給 水 量	立方 メートル/日	立方 メートル/日	立方 メートル/日	立方 メートル/日
予　定　工　期				
工業用水道施設の位置、規模及び構造				

備考１　一般概要図（５万分の１地形図程度のもの）を添付すること。
　　２　事業の変更の場合は、その変更に係るもののみ記載すること。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式第４）［第１１条］

番　　号
年　月　日

地方公共団体の名称及びその長の氏名　宛て

経済産業大臣　名

令和　年度地域産業基盤整備推進交付金（事業費交付金）交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　号をもって申請のありました令和　　年度地域産業基盤整備推進交付金（事業費交付金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定及び地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（工業用水道整備事業）（以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条及び交付要綱第１１条第１項の規定に基づき通知します。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年３月３１日法律第１８号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意してください。

記

１．交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容は、令和　　年　　月　　日付け第　　号で申請のありました地域産業基盤整備推進交付金（事業費交付金）交付申請書記載のとおりとします。

２．交付事業に要する経費、交付対象事業費、交付金の額及び交付要綱第６条第２項の規定を踏まえた交付金の額は、次のとおりとします。ただし、交付事業の内容が変更された場合における交付事業に要する経費、交付対象事業費、交付金の額及び交付要綱第６条第２項の規定を踏まえた交付金の額については、別に通知するところによるものとします。

交付事業に要する経費	円
交付対象事業費	円
交付金の額	円
交付要綱第６条第２項の規定を踏まえた交付金の額	円

３．交付事業に要する経費、交付対象事業費の配分及び交付金の区分は、次のとおりとします。

費　　目	交付事業に要する経費（円）	交付対象事業費（円）	交付率（％）	交付金の額（円）
取　水　工　事　費				
貯　水　工　事　費				
導　水　工　事　費				
浄　水　工　事　費				
送　水　工　事　費				
配　水　工　事　費				
用地費及び補償費				
調　　査　　費				
附　帯　雑　費				
そ　　の　　他				
合　　計				

４．交付金の確定額は、交付対象事業費の配分経費ごとに、事業を施行するため実際に支出した額に交付率（○○パーセント）を乗じて得た額の合計額と、この配分経費に対応する交付金の額（交付要綱第１３条第１項第１号の規定により経費の配分の変更があった場合は、変更された額とします。）の合計額とを比較して、いずれか低い額とします。ただし、３．に記載された交付金の合計額が２．に記載された交付金の額を超える場合は、２．に記載された交付金の額を限度とします（ただし、交付要綱第７条の規定によりできるとされている他の事業の整備に要する経費については、この限りでない。）。

５．交付金の交付を受けた地方公共団体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱、交付要綱、工業用水道事業法（昭和３３年法律第８４号）、工業用水道事業法施行令（昭和３３年政令第２９１号）及び工業用水道事業法施行規則（昭和３３年通商産業省令第１１８号）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して

ください。

（１）適正化法第１７条の規定による交付決定の取消し、第１８条の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３１条までの規定による罰則

（３）相当の期間交付金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）交付事業者等の名称及び不正の内容の公表

６．交付金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．交付金の交付の条件は、次のとおりとします。

（１）交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、経済産業大臣の承認を受けなければなりません。ただし、交付要綱第６条第２項の調整を行うことを予定している場合であって、実施計画の事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じない場合を除く。

①　交付金の交付を受ける事業年度の工業用水道布設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合

②　給水区域、計画給水量又は水源を変更しようとする場合

③　交付金の交付に係る工業用水道布設事業を中止し、又は廃止しようとする場合

④　交付金の交付に係る工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合

⑤　交付金の交付に係る工業用水道事業についてＰＦＩ法第２条第７項に定める公共施設等運営権を民間事業者に設定する場合

⑥　交付金交付申請書３　交付要綱第６条第２項に規定する差額が予定額である場合であって、当該差額に変更が生じた場合

（２）交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である交付要綱第３条第１項第１号から第６号までに規定する工事の実施に関して契約をなす場合においては、原則として競争入札によらなければなりません。競争入札によらなかった場合は、交付要綱第２１条に定める事業実績報告書において、その理由を明らかにしなければなりません。

（３）交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに管轄する経済産業大臣に報告してその指示を受けなければなりません。

①　交付金の交付に係る工業用水道布設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

②　交付金の交付に係る工業用水道布設事業に災害を受けた場合

（４）交付金の交付を受けた地方公共団体は、工業用水道布設事業の経理を明らかにしておかなければなりません。

（５）交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及び工業用水道布設事業又はダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。

（６）交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付の対象である交付要綱第３条第１項第１号から第６号までに規定する工事によって取得した財産については、工業用水道布設事業

の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければなりません。

（７）交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係る工業用水道布設事業又はダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

① 土地及び建物

② 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池

③ 貯水施設については、貯水池及び貯水そう

④ 導水施設については、導水管きょ

⑤ 浄水施設については、ちんでん池、凝集池及び浄水池

⑥ 送水施設については、送水管きょ

⑦ 配水施設については、配水池、配水そう及び配水管

⑧ ②から⑦までのポンプ設備

⑨ 特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第１５条第１項の規定により設定されたダム使用権

⑩ その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円を超える財産

８．この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して１５日を経過した日までとします。

責任者：○○局○○課長　○○
担当者：○○、○○
電話：03-3501-1511(内線○○)
03-3501-1677（直通）

（様式第５）［第１１条］

番　　号
年　月　日

地方公共団体の名称及びその長の氏名　宛て

経済産業大臣　名

令和　年度地域産業基盤整備推進交付金（水源費交付金）交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け第　号をもって申請のありました令和　　年度地域産業基盤整備推進交付金（水源費交付金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定及び地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（工業用水道整備事業）（以下「交付要綱」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第８条及び交付要綱第１１条第１項の規定に基づき通知します。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年３月３１日法律第１８号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されるよう留意してください。

記

１．交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の内容は、令和　　年　　月　　日付け第　　号で申請のありました地域産業基盤整備推進交付金（水源費交付金）交付申請書記載のとおりとします。

２．交付事業に要する経費、交付対象事業費、交付金の額及び交付要綱第６条第２項の規定を踏まえた交付金の額は、次のとおりとします。ただし、交付事業の内容が変更された場合における交付事業に要する経費、交付対象事業費、交付金の額及び交付要綱第６条第２項の規定を踏まえた交付金の額については、別に通知するところによるものとします。

交付事業に要する経費	円
交付対象事業費	円
交付金の額	円
交付要綱第６条第２項の規定を踏まえた交付金の額	円

３．交付事業に要する経費、交付対象事業費の配分及び交付金の区分は、次のとおりとします。

費　　目	交付事業に要する経費（円）	交付対象事業費（円）	交付率（％）	交付金の額（円）
取　水　施　設　費				
貯　水　施　設　費				
導　水　施　設　費				
附　帯　雑　費				
そ　の　他				
合　計				

４．交付金の確定額は、交付対象事業費の配分経費ごとに、事業を施行するため実際に支出した額に交付率（○○パーセント）を乗じて得た額の合計額と、この配分経費に対応する交付金の額（交付要綱第１３条第２項第１号の規定により経費の配分の変更があった場合は、変更された額とします。）の合計額とを比較して、いずれか低い額とします。ただし、３．に記載された交付金の合計額が２．に記載された交付金の額を超える場合は、２．に記載された交付金の額を限度とします（ただし、交付要綱第７条の規定によりできるとされている他の事業の整備に要する経費については、この限りでない。）。

５．交付金の交付を受けた地方公共団体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱、交付要綱、工業用水道事業法（昭和３３年法律第８４号）、工業用水道事業法施行令（昭和３３年政令第２９１号）及び工業用水道事業法施行規則（昭和３３年通商産業省令第１１８号）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

（１）適正化法第１７条の規定による交付決定の取消し、第１８条の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

（２）適正化法第２９条から第３１条までの規定による罰則

（３）相当の期間交付金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（４）交付事業者等の名称及び不正の内容の公表

６．交付金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱に定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

７．交付金の交付の条件は、次のとおりとします。

（１）交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、経済産業大臣

の承認を受けなければなりません。ただし、交付要綱第６条第２項の調整を行うことを予定している場合であって、実施計画の事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じない場合を除く。

① 交付金の交付を受ける事業年度のダム等建設事業の経費の配分又は内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとする場合

② 交付金の交付に係るダム等建設事業を中止し、又は廃止しようとする場合

③ 関連工業用水道の計画給水区域又は計画給水量を変更しようとする場合

④ 関連工業用水道の料金を定め、又は変更しようとする場合

⑤ 関連工業用水道の布設計画を廃止しようとする場合

⑥ 水源費交付金交付申請書４　交付要綱第６条第２項に規定する差額が予定額である場合であって、当該差額に変更が生じた場合

（２）交付金の交付を受けた地方公共団体は、次の場合においては、速やかに管轄する経済産業大臣に報告してその指示を受けなければなりません。

① 交付金の交付に係るダム等建設事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

② 交付金の交付に係るダム等建設事業に災害を受けた場合

（３）交付金の交付を受けた地方公共団体は、関連工業用水道の布設事業が終了するまでダム等建設事業の経理を明らかにしておかなければなりません。

（４）交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金収入及びダム等建設事業に要する経費の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければなりません。

（５）交付金の交付を受けた地方公共団体は、交付金の交付に係るダム等建設事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、経済産業大臣の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

① 土地及び建物

② 取水施設については、取水門、取水ぜき、防潮ぜき、取水塔、取水わく、取水管きょ、集水埋きょ、井戸及び沈砂池

③ 貯水施設については、貯水池及び貯水そう

④ 導水施設については、導水管きょ

⑤ ②から④までのポンプ設備

⑥ 特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第１５条第１項の規定により設定されたダム使用権

⑦ その他事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円を超える財産

８．この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、この決定通知を受けた日から起算して１５日を経過した日までとします。

責任者：○○局○○課長　○○

担当者：○○、○○
電話：03-3501-1511(内線○○)
03-3501-1677（直通）

（様式第６）［第１２条］

令和　　年度地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）交付申請取下書

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）の交付の決定の通知を受けたが、当該決定の通知に係る交付金の交付の申請は、下記の理由により取り下げます。

記

理　由

（様式第７）［第２０条］

令和　　年度　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）進行状況報告書

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和　　年度　　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）の進行状況を下記のとおり報告します。

記

費　目	本年度工事計画額 (1)	工事実施額 (2)	進行率 (2)/(1) ％	摘　　要 （工事の具体的内容を記載すること。）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式第８）［第２０条］

令和　　年度　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）ダム等負担金支払状況報告書

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和　　年度　　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）の進行状況を下記のとおり報告します。

費　目	本年度事業計画額（円）	工事実施額（円）	進行率（％）	事業の進行の概要	本年度負担金支払計画額（円）	支払済額（円）	支払率（％）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式第９）［第２１条］

令和　　年度　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）実績報告書

番　　号

年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和　　年度　　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）が令和　　年　　月　　日完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

本年度事業計画（交付金の交付の決定に係るものを記載すること。）							実　施　状　況																						摘要
費目	工種	名称	形状寸法	数量	単位	金額①	名称	形状寸法	数量	単位	契約者	設計額	予定価格	契約額	設計変更額及び契約変更額			最終契約額	精算額②	契約年月日	進捗率②/①	着工又は発注年月日	完成又は納入年月日	支払額及び支払年月日					
															第1回	第2回	第3回							第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	

注　消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額

○　制度要綱第６　４②及び③の事業の整備に要する経費として充てる額：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　（事業名：　　）

備考　ＰＦＩ事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、ＰＦＩ費用及びＰＦＩ費用の算定の根拠となる数量等を（　）を付記し内数として下段に記載すること。

（様式第１０）［第２１条］

令和　　年度　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）ダム等負担金支払実績報告書

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和　　年度　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）ダム等負担金の支払が令和　　年　　月　　日完了したので、その実績を下記のとおり報告します。

記

費　　目	本年度事業計（円）	本年度負担金支払（円）	事業計画及び支払計画変更額（円）			着工年月日	完成年月日
			第１回	第2回	第3回		
取水施設費							
貯水施設費							
導水施設費							
附 帯 雑 費							
そ　の　他							
計							

事業実施額（円）	負担金精算額（円）	支 払 額 及 び 支 払 年 月 日				摘　　要
		第1回	第2回	第3回	第4回	

注　消費税及び地方消費税に係る仕入税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額

○　制度要綱第６　４②及び③の事業の整備に要する経費として充てる額：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　（事業名：　　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式第１１）［第２１条］

令和　　年度　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）収支計算書

１　収支総括書

項目 区分	費　目	予　算　額	決　算　額
支出	取水工事費	円	円
	貯水工事費		
	導水工事費		
	浄水工事費		
	送水工事費		
	配水工事費		
	用地費及び補償費		
	調査費		
	附帯雑費		
	その他		
	合計		
収入	地方公共団体負担		
	国庫交付金		
	国庫引受けによる起債		
	公募による起債		
	その他		
	合計		

備考１　収入中その他の欄に記載すべきものがあるときは、その内訳書を添付すること。
２　ＰＦＩ事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、ＰＦＩ費用及びＰＦＩ費用の算定の根拠となる数量等を（　）を付記し内数として下段に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　収支計算費目別内訳書

(イ)取水工事費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

(ロ)貯水工事費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

(ハ)導水工事費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

(ニ)浄水工事費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

(ホ) 送水工事費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

(ヘ) 配水工事費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

(ト) 用地費及び補償費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

（チ）調査費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

（リ）附帯雑費

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

（ヌ）その他

工　種	名　　称	形状寸法	数量	単価	金　額	摘　要
					円	

備考１　工種別内訳書、用地費及び補償費内訳書、調査費内訳書、附帯雑費内訳書及び残存物件調書並びにしゅん工図面を添付すること。

２　予算額と決算額が著しく異なるときは、摘要の項にその理由を記載すること。

３　ＰＦＩ事業に係る交付金の交付に係る報告をしようとする場合にあっては、ＰＦＩ費用及びＰＦＩ費用の算定の根拠となる数量等を（　）を付記し内数として下段に記載すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式第１２）［第２１条］

令和　　年度　地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）ダム等負担金収支計算書

１　収支総括書

項目／区分	費　目	予　算　額	決　算　額
支出	取水施設費	円	円
	貯水施設費		
	導水施設費		
	附帯雑費		
	その他		
	合計		
収入	地方公共団体負担		
	国庫交付金額		
	国庫引受けによる起債		
	公募による起債		
	公団借入金		
	その他		
	合計		

備考１　収入中その他の欄に記載すべきものがあるときは、その内訳書を添付すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　収支計算費目別内訳書

(イ)取水施設費

種　別	細　別	形状寸法	数　量	単　価	金　額	摘　要
					円	
計						
工業用水道負担額						

(ロ)貯水施設費

種　別	細　別	形状寸法	数　量	単　価	金　額	摘　要
					円	
計						
工業用水道負担額						

(ハ)導水施設費

種　別	細　別	形状寸法	数　量	単　価	金　額	摘　要
					円	
計						
工業用水道負担額						

備考１　ダム等事業費内訳書、ダム等事業費負担内訳書及び附帯雑費内訳書、残存物件調書並びにしゅん工図面を添付すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（様式第１３）［第２３条］

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和　　年度地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）精算（概算）払請求書

令和　　年　　月　　日付け第　号をもって交付の決定を受けた地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）の精算払（第　回概算払）を受けたいので地域産業基盤整備推進交付金（工業用水道整備事業）交付要綱第２３条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）　　円

備考１　概算払の請求をするときには、「支払計画書」及び「資金調達計画書」を添付すること。
　　２　精算払の請求をするときには、「精算書」を添付すること。

（様式第１４）［第２６条］

番　　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

地方公共団体の名称及びその長の氏名

令和　　年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（工業用水道整備事業）第２６条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．交付金額（地域産業基盤整備推進交付金交付要綱（工業用水道整備事業）第２２条による額の確定）　円

２．交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　円

４．交付金返還相当額（３－２）　円

注）別紙として積算の内訳を添付すること。